

(単位：百万円)

No.	事業名	令和7年度 補正予算額	担当府省庁	備考
2. 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる				
2-①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）				
8	孤独・孤立を抱えた人が支援につながり続ける環境整備	390	内閣府	再掲
9	寄り添い型相談支援事業	110	厚生労働省	再掲
10	ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業	90	こども家庭庁	
11	地域自殺対策強化交付金	2,106 の内数	厚生労働省	
12	DV被害者等セーフティネット強化支援事業	316	内閣府	
13	性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金	230	内閣府	
14	性暴力被害者等相談体制整備事業	258	内閣府	
15	外国人受入環境整備交付金	219	法務省	
2-②人材育成等の支援				
16	孤独・孤立を抱えた人が支援につながり続ける環境整備	390	内閣府	再掲
2-③関連施策の推進				
17	地域少子化対策重点推進交付金	7,652 の内数	こども家庭庁	
18	薬剤師等を活用した市販薬濫用防止対策事業	22	厚生労働省	新規

孤独・孤立を抱えた人が支援につながり続ける環境整備

(内閣府孤独・孤立対策推進室)

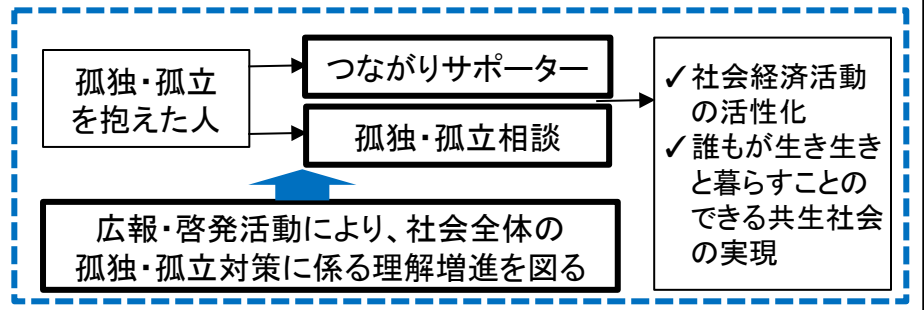
令和7年度補正予算額 3.9億円

事業概要・目的

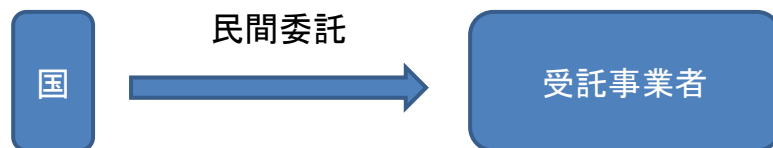
- 孤独・孤立の問題が年々深刻化している中、複雑化・多様化する困難を抱える人々を支援につなぐべく対応が求められています。このため、孤独・孤立を抱えた人々が誰一人支援から取り残されない社会を目指し、環境整備に取り組みます。
- そのために、①身の周りの孤独・孤立の問題を抱えている人に関心を持ち、できる範囲でサポートする「つながりサポーター」の養成・普及、②孤独・孤立に悩む人々向けに、孤独・孤立の悩みを受け付ける相談窓口の設置と地域における支援につなげる仕組みの構築に取り組みます。
- また、③孤独・孤立対策に係る広報・啓発活動を通じて社会全体での理解増進を図り、孤独・孤立に陥らないような予防施策を講じていきます。

事業イメージ・具体例

- つながりサポーター養成講座は、地方自治体、職域団体等において、広く一般市民（地域住民や企業・学校関係者等）を対象に実施。
- 孤独・孤立相談は、電話、チャット等の相談窓口を設け、NPO等関係団体との連携を通じて、相談者を支援につなげる仕組みを構築。
- このほか、孤独・孤立対策に係る理解増進を図るための広報・啓発活動をNPO等と連携して実施（キャンペーン活動等）。



資金の流れ



期待される効果

- 孤独・孤立（社会的なつながりの欠如）は、社会的・経済的活動の意欲を減退させるおそれがあることから、つながりを通じた社会経済活動の活性化と、誰もが生き生きと暮らすことのできる共生社会の実現を目指す。

施策名：寄り添い型相談支援緊急強化事業

① 施策の目的

- ・生きにくさ、暮らしにくさを抱える人々の一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者、DV被害者などの社会的な繋がりが希薄な方々の課題解決を図るための相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口を設置して行う電話相談等を本事業において実施している。
- ・近年は、コロナ禍で不安を抱える方が増えたことや、著名人の自殺、LGBTが注目される中、電話相談の繋がりにくさや、多様なニーズを持つ相談者に対応する相談員の人材確保が困難となっている。

② 対策の柱との関係

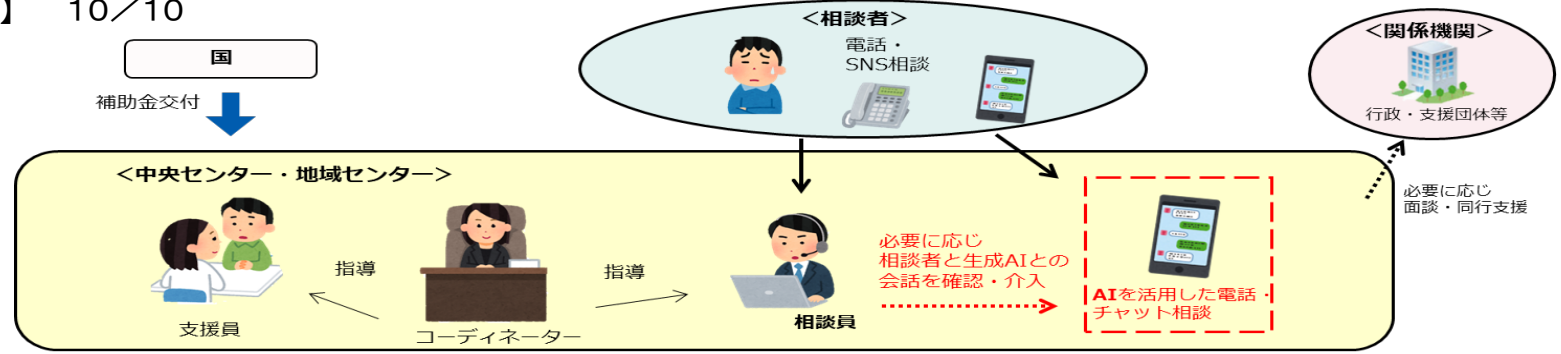
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- ・多様なニーズを持つ相談者に対する相談体制を充実させるため、新たに、傾聴相談の対応が可能な生成AIを活用した電話・チャット相談を導入する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 民間団体
【補助率】 10/10



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・傾聴相談の対応が可能な生成AIを活用した電話・チャット相談等を活用した相談体制の更なる強化等を図ることで、相談対応件数の増加に資する。

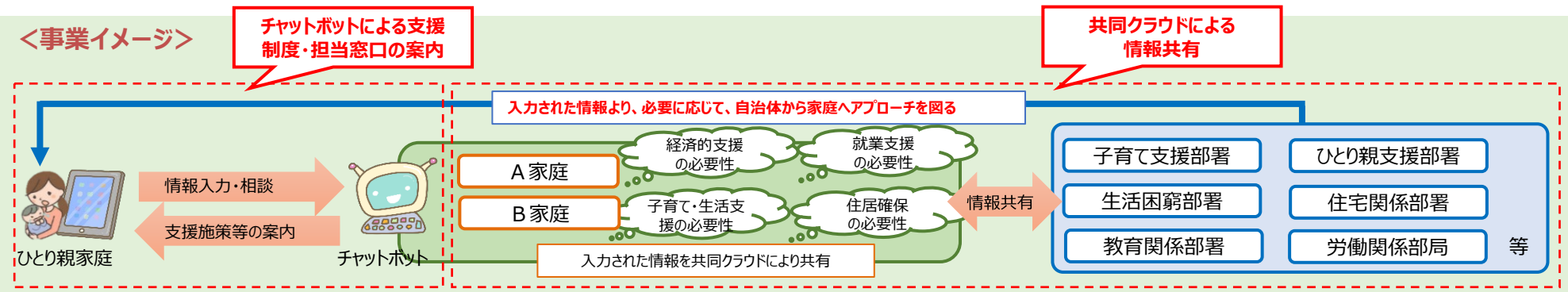
<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和7年度補正予算 0.9億円

事業の目的

- ひとり親家庭等に対する支援について、①地方自治体における窓口が統一されておらず、各種制度を詳細に把握する職員体制も希薄であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されているにもかかわらず、実際の活用にはハードルがあり、**数々ある制度をひとり親家庭等へ届けることができているかが課題**となっている。（市区町村福祉関係窓口の利用状況：母子世帯46.0%、父子世帯31.3%、母子家庭等就業・自立センター事業を利用したことがない者のうち制度を知らなかった割合：母子世帯33.6%、父子世帯37.9%）
- 母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、**IT機器等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須**。
- ひとり親家庭等が必要な支援につながり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、IT機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図ることを目的とする。

事業の概要

- チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、IT機器等の活用を始めとした相談機能強化を図る。



実施主体等

【実施主体】都道府県、市（特別区を含む）、福祉事務所設置町村

【補助基準額】1自治体あたり：30,000千円

【補助率】国：3/4、都道府県、市、福祉事務所設置町村：1/4

施策名：地域における自殺対策の強化

① 施策の目的

- 令和6年の自殺者総数は過去2番目に少ない20,320人となったが、自殺者総数は依然として高い水準で推移している。また、令和6年の小中高生の自殺者数は過去最多の529人となっており、コロナ禍で上昇した20歳代の自殺死亡率は横ばいとなっている。
- このような深刻な状況の中で、孤独・孤立等の影響による自殺リスクの高まりが懸念されており、電話やSNS等を活用した相談事業における総呼数(かかってきたコール数)の高止まりや接続完了率(つながったコール数の比率)の低さが課題となっている。
- 自殺総合対策大綱に定める数値目標(自殺者総数を令和8年に約16,000人以下とする)を達成するためにも、相談体制の更なる強化等が必要である。

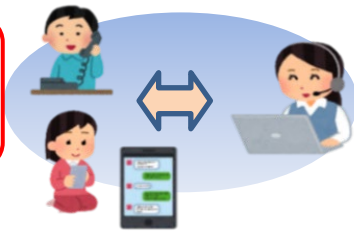
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

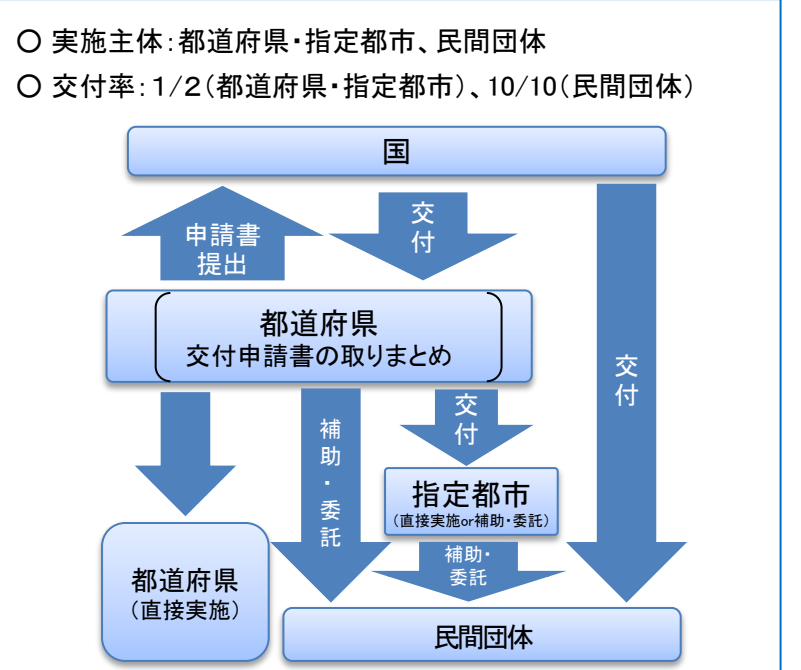
③ 施策の概要

- I 地域における電話やSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援
- 都道府県・指定都市が行う電話・SNS等を活用した相談体制の強化
 - 地域の支援機関へのつなぎ支援の実施
 - 自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチや一次保護の実施、居場所の提供
 - 相談員のなり手不足の解消、資質の向上又は定着、相談支援の環境整備等への支援

- II 社会的に孤立したり、孤独を抱えたりしている人に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援



④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 電話やSNS等を活用した相談体制の更なる強化等を図り、地域における具体的な支援につなげることで、自殺者数の減少に資する。

DV被害者等セーフティネット強化支援事業（DV相談プラス事業）

令和7年度補正予算額

3. 2億円

事業概要・目的

- 配偶者からの暴力（DV）被害者への支援については、
 - ・令和6年4月に、保護命令制度の拡充等を行う改正配偶者暴力防止法が施行
 - ・チャット相談の件数は年々増加傾向など、継続的にDV相談の件数増加や多様化が想定される状況にあります。DV被害者が速やかに相談し、途切れのない支援を受けられる「DV相談プラス」の実施により、相談対応体制の充実を図ります。

事業イメージ・具体例

- DV相談プラス
 - ①24時間対応の電話相談 ②チャット相談
 - ③外国語でのチャット相談 ④WEB面談
 - ⑤同行支援 ⑥相談員の研修
 - ⑦シニアアドバイザーの配置による地方公共団体等に対するヘルプデスクの運用 等



24時間電話相談

つながり 早く

0120-279-889

チャット相談

※毎日12時～22時対応

同行支援

保護

緊急の宿泊提供

WEB面談も実施



soudanplus.jp

外国語(チャット相談)にも対応

10言語

※24時間受付

英、中、韓、スペイン、ポルトガル、タガログ、
タイ、ベトナム、インドネシア、ネパール

性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金

【令和8年度概算決定額 477百万円】

(令和7年度補正予算額 230百万円 令和7年度予算額 497百万円)

目的

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを核とする性犯罪・性暴力被害者支援のために都道府県等が取り組む事業(センター運営の安定化、支援の質の向上のための取組等)に要する経費を補助し、各地域の被害者支援に係る取組の充実を図る。

概要

[交付先] 都道府県、政令指定都市、中核市

[対象経費 (交付率)] ※他の国庫補助制度を適用可能な場合は他制度優先 (本制度の優先利用や他制度との二重交付は不可)

(1) 相談センターの運営費等 (1/2)

①相談センターの運営(相談員等の人件費(処遇改善に要する経費を含む)、コーディネーターの配置、24時間対応への取組、夜間休日コールセンターとの連携等)、②医療従事者・相談員等への研修、③広報啓発、④関係機関との連携強化、⑤被害者の法的支援、⑥連携・協力する医療機関における支援環境の整備(医療機関への負担金、医師等への謝金等)、⑦先進的な取組(SNS相談、外国語対応等)、⑧こども・若者・男性被害者の支援、⑨災害時の運営継続のための取組 ※拠点となる病院を有するセンター等には加算措置がある。

(2) 被害者の医療費等 (1/3)

緊急避妊措置、検査費用(妊娠検査、性感染症検査、薬物検査)、カウンセリング費用、人工妊娠中絶に要する経費等

(3) AV出演被害防止・救済に関する法的支援 (全額)

事業スキーム

内閣府

交付金

都道府県等 ※この事業の地方負担に対しては、地方交付税措置が講じられる。

- ① 相談センターの運営費等
- ② 被害者の医療費等
- ③ AV出演被害防止・救済に関する法的支援

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等

性暴力被害者等相談体制整備事業

令和7年度補正予算額 2.6億円

事業概要・目的

○性犯罪・性暴力の被害者に対する相談対応体制について、被害者が相談しやすくするため、夜間・休日のコールセンターを運営する。また、SNSを活用した相談対応を行い、多様な相談ニーズに対応する。

性暴力被害者のための 夜間休日コールセンター

性犯罪・性暴力の夜間の相談や緊急対応のため、これまで夜間休日には対応していないワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して、支援を実施



ワンストップ支援センター

夜間休日はコールセンターに転送することで、
全国24時間365日、相談の受付が可能に

性暴力に関するSNS相談 「キュアタイム」

キュアタイム

🔍 検索

令和8年度外国人受入環境整備交付金の概要について

概要

■ 目的

在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、こどもの教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の設置・運営に取り組む地方公共団体を支援し、多文化共生社会の実現に資することを目的とする。

■ 対象団体

全ての都道府県及び市町村

- ※ 地方自治法に定める特別区を含む
- ※ 複数団体による「共同方式」も交付対象

■ 対象経費

整備事業：新たな一元的相談窓口体制の構築
又は体制の拡充に必要な経費
運営事業：一元的相談窓口体制の維持・運営
に必要な経費

■ 交付率

原則として必要な経費の2分の1
(共同方式により整備事業を行う場合は10分の10)

※ 運営事業の地方公共団体負担分については、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう地方交付税措置を講ずることとされている

■ 交付限度額

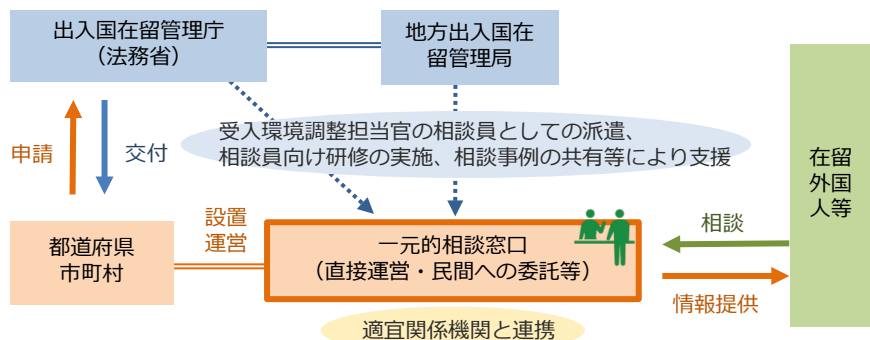
○整備事業

区分	外国人住民数	交付限度額
都道府県	-	1,000万円
	5,000人以上	1,000万円
市町村	1,000人～4,999人	500万円
	500人～999人	300万円
	500人未満	200万円

○運営事業

区分	外国人住民数	交付率	
		単独方式の場合	共同方式の場合
都道府県・市町村	20,000人以上	1,000万円	1,200万円
	10,000人～19,999人	900万円	1,080万円
	5,000人～9,999人	800万円	960万円
	2,000人～4,999人	500万円	600万円
	1,000人～1,999人	300万円	360万円
	1,000人未満	200万円	240万円

事業スキーム



令和8年度の主な取組

- 令和7年度は相談件数に基づく人件費限度額を設定したが、令和8年度は外国人住民数等を考慮した物件費を含む一定額（ベース額）に、相談件数が多い地方公共団体にはその件数に応じて加算する算定方法を採用。（物件費についても、上記ベース額及び加算額の範囲内で交付。）
- 都道府県で交付金事業を行う場合、一元的相談窓口のない地域からの相談も受け付けるなどの広域対応を実施する旨を交付要綱及び取扱要領に追記。
- 運営事業について交付限度額の区分の細分化、整備事業の交付率の改定（共同方式以外は1/2）、共同方式における交付限度額及びベース額の引き上げ。
- 令和7年度補正予算（2.19億円）により、一元的相談窓口におけるアウトリーチ型オリエンテーションを試行実施。

令和7年度補正予算 77億円

事業の目的

- こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）において、「結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援」が掲げられている。効果的な少子化対策の推進には、政府の取組に加え、住民に身近な地方公共団体が、地域の実情や課題に応じた取組を進めることが重要であることから、地域少子化対策重点推進交付金により、地方公共団体が行う少子化対策の取組を強力に推進する。

事業の概要

① 地域少子化対策重点推進事業

結婚、子育てに関する地方公共団体の取組（結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成の取組）を支援する。

(1) ライフデザイン・結婚支援重点推進事業

- ・一般メニュー（補助率：2/3）
結婚支援センターの開設・運営、結婚支援を行うボランティア等の育成・組織化 等
- ・重点メニュー（補助率：3/4）
自治体間連携を伴う取組、若い世代の描くライフデザイン支援 等

(2) 結婚支援コンシェルジュ事業（補助率：3/4）

(3) 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成事業

- ・一般メニュー（補助率：1/2）
結婚、妊娠・出産、子育ての温かい社会づくり・気運醸成に向けた、当事者及びその他の社会のあらゆる構成員の意識や行動の改革をもたらそうとする取組
- ・重点メニュー（補助率：2/3）
自治体間連携を伴う取組、地域全体で結婚・子育てを応援する気運醸成、育児休業取得と家事・育児分担の促進 等

② 結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム

ライフデザイン支援講座やプレコンセプションケアに関する講座等を受講した新婚世帯を対象に、地方公共団体が家賃・引越費用等を補助する取組を支援する。

- ・一般コース（補助率：1/2）
- ・都道府県主導型市町村連携コース（補助率：2/3）
【対象世帯所得】500万円未満 【交付上限額】夫婦共に29歳以下：60万円 夫婦共に39歳以下（左記世帯を除く）：30万円
【交付要件】ライフデザイン支援講座やプレコンセプションケアに関する講座等の受講

実施主体等

【実施主体】都道府県、市町村等

① 施策の目的

近年、若年者を中心としてオーバードーズが社会問題化していることを踏まえ、ゲートキーパーとしての薬剤師等を通じた医薬品の濫用のリスクを含めた啓発や、相談支援の充実等に取り組む。

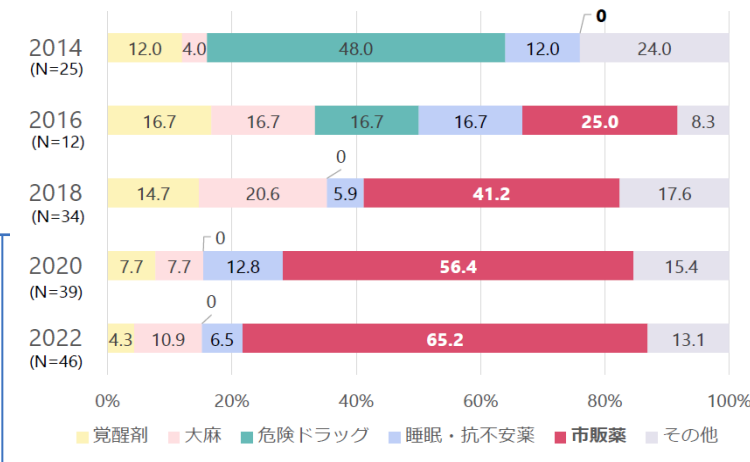
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

- (1) 販売時等における啓発活動
 - ・「ゲートキーパーとしての薬剤師等の対応マニュアル」※等を活用した対応事例の収集、周知
 - (2) 若年層を対象とした啓発活動
 - ・学校薬剤師による学校等における啓発事例の収集、周知
 - (3) 薬剤師等の対応力向上
 - ・医薬品販売に携わる薬剤師・登録販売者、及び学校薬剤師を対象とした研修の実施
- ※令和5年度補正予算「学校薬剤師・地区薬剤師会を活用したOTC濫用防止対策事業」で作成。

全国の精神科医療施設における薬物依存症の治療を受けた10代患者の「主たる薬物」の推移



④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体: 民間事業者(委託)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業により、特に子ども・若者のヘルスリテラシーの向上が図られ、国民の保健衛生上の危害の発生・拡大の防止等に寄与するものである。